

民事信託の説明

こんな方に
おすすめです！

- 01 最近、物忘れが多くなってきてしまった家族がいて、「認知症」について不安がある
- 02 自分が「認知症」になってしまう前に、相続対策をしっかり準備したい
- 03 自分が死んだ後の遺産の使い道をあらかじめ決めておきたい

- 04 障害を持つ子供が、自分の死後安心して生活していけるようにしたい
- 05 自分が生きているうちから資産の管理を子供に任せたい



認知症対策をしない場合の 3つのリスク

銀行口座が凍結され お金を引き出すことができない

認知症を発症すると、その人の口座が凍結されてしまいます。たとえ家族や配偶者であっても自由にお金を引き出すことができなくなってしまい、生活費が引き出せないという事態になりかねません。



介護費用に充てるために、 自宅の貸し出しや売却を することができない

また、介護費用や施設入居費用として自宅を売却したり貸し出しを行おうとしても、名義人が認知症になってしまっているために動かすことができなくなってしまいます。



収益・賃貸物件の管理が できなくなってしまう

不動産の名義人が認知症になってしまった場合、契約更新といった法律行為を行えなくなります。その結果更新が行われず、固定資産税はかかるのに収益をあげられない「空き家」になってしまう危険性があります。



民事信託で生前対策する メリット

権利は移動せずに、
財産の名義のみを信頼できる
人に変更することが可能



成年後見人制度を使わずに、親
の財産を管理できる



贈与税、不動産取得税などの税
金がかからない



委託者

信託する財産を元々所有している人です。
自分の財産管理をお願いする立場の人。

受託者

信託される財産を預かる人です。
委託者から財産を預り、契約に従って財産管理・運用します。

受益者

信託された財産から生じる利益を受け人です。
委託者と受益者を同じ人でも別の人でも設定できます。

